

学外利用者の皆様

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う大学施設貸出制限の一部緩和について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大学施設の学外利用者への貸出を制限しておりましたが、全国的な傾向及び市内の感染症状況の傾向等を踏まえ、一部緩和いたします。

令和4年10月1日から、まずは、大学の教育・研究に関するもの及び公共性が強いものについて、十分な感染防止策を講じることを条件に、学外向けの施設貸出を再開することといたします。

なお、この取り扱いについては、今後の感染状況や国及び県の新型コロナウイルス感染症対応方針等に応じて、個別に判断するとともに、適宜見直し変更することもございますので、ご了承ください。

高知県公立大学法人